

岩手県告示第 452 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく電線共同溝を整備すべき道路の指定を次のとおり変更した。

平成 20 年 6 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

道路の種類	路線名	区 間	
		変更前	変更後
県道	宮古岩泉線	宮古市舘合町 23 番 3 地先から 栄町 8 番 10 地先まで	宮古市舘合町 20 番 2 地先から 栄町 8 番 10 地先まで